

第21回 定時株主総会 招集ご通知

■ 開催日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

■ 開催場所

東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目1番1号
ロイヤルパークホテル 2階「春海」

議決権行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時30分まで

目次

企業理念	1
株主の皆様へ	2
第21回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	8
第1号議案 取締役10名選任の件	
第2号議案 監査役1名選任の件	
事業報告	18
連結計算書類	35
計算書類	38
監査報告書	41



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/5288/>



アジアパイルホールディングス 企業理念

1. 世界に通じる基礎を造る
2. 進歩の原点は現場にあり
3. 仕事を天職として社会に尽くす

アジアパイルホールディングスグループ 会社行動規範

アジアパイルグループ各社は、

1. 杭基礎技術の向上に努め、
アジアにおける杭基礎建設事業の
発展に貢献する。
2. 事業会社の統括する地域における
当該事業会社の自主・独立の
経営を尊重する。
3. グループ各社の協力と調和を
尊重し、情報の共有を図る。

アジアパイルホールディングスは、
アジアの人々とともに
豊かな社会の実現に
広く貢献いたします。

私たちは成長著しいアジア諸国へグローバルに事業展開。各国に設立された事業会社が、それぞれの地域の特色に応じた最適な基礎や工法を迅速かつ効率的に提案することで、これからもアジアの人々とともに豊かな暮らし、社会の発展に貢献していきます。

VIETNAM ベトナム

ベトナム大手のコンクリートパイル製造・施工会社として、都市のインフラ整備を進める。



JAPAN 日本

既製コンクリート杭、鋼管杭、場所打ち杭、すべての杭基礎に対応できる業界唯一の「総合基礎建設会社」

株主の皆様へ



平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

第21回定時株主総会を2026年6月25日に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

当社は、日本での総合基礎建設業の経験と実績を活用すべく、アセアン市場も目指して持株会社として設立され、現在海外はベトナムを中心として事業展開しております。

当社の国内事業は、2005年共同持株会社設立および2007年3社統合によるジャパンパイル誕生以来、従来のコンクリート製造業からコンクリートパイルのみならず鋼管杭、場所打ち杭も含めたすべての杭種について設計・製造・施工を一貫して扱う総合基礎会社への転換を進めて参りました。海外では、国内で培ってきた建設基礎の高度な技術力を活かし基礎資材製造および建設を事業とする海外の企業と連携し、アセアンと日本の市場を一体化する方向で基礎建設事業の推進を図っていく方針としております。

建設基礎は社会を支える重要なインフラであります。当社グループは健全で堅牢な基礎構築を通じて社会の安全安心の実現に精進して参ります。引き続き多大なご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2026年6月

アジアパイルホールディングス株式会社

代表取締役会長 **黒瀬 晃** 代表取締役社長 **黒瀬 修介**

株主各位

証券コード 5288
(発送日) 2026年6月3日
(電子提供措置の開始日) 2026年6月3日

東京都中央区日本橋箱崎町36番2号

アジアパイルホールディングス株式会社

代表取締役社長 黒瀬 修介

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.asiapile-hd.com/>



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、NEW TOPICS 新着情報よりご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5288/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「アジアパイルホールディングス」または「コード」に当社証券コード「5288」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、次頁の案内に従って、**2026年6月24日（水曜日）午後5時30分までに**議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2026年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2	場 所	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目1番1号 ロイヤルパークホテル 2階「春海」
3	目的事項	報告事項 1. 第21期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、 連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第21期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役10名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・議決権行使書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- ・インターネット等により、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ・機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて
管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使に当たり当該プラットフォームをご利用いただくことができません。
- ・今後の状況により、株主総会の運営等に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトでお知らせいたします。

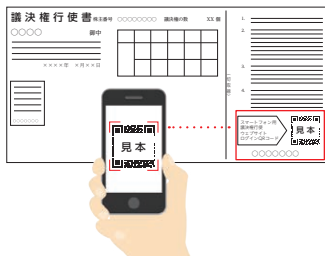
当社ウェブサイト <https://www.asiapile-hd.com/>

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

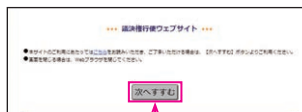
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

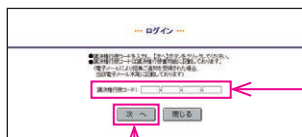
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

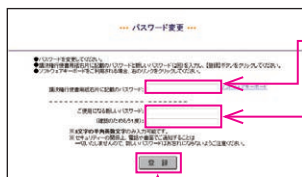
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

第1号議案

取締役10名選任の件

取締役11名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化のため1名減員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		現在の当社における地位、担当および重要な兼職の状況
1	黒瀬 晃	再任	代表取締役会長 ジャパンパイル株式会社代表取締役会長
2	黒瀬 修介	再任	代表取締役社長最高執行役員管理担当兼内部統制担当 ジャパンパイル株式会社代表取締役社長
3	奥山 和則	再任	取締役執行役員国際事業推進担当
4	武藤 博之	再任	取締役執行役員国内事業推進担当
5	Phan Khac Long	再任	取締役 Phan Vu Investment Corporationチェアマン
6	渡邊 顯	再任	取締役 前田道路株式会社社外取締役 株式会社レオパレス21社外取締役
7	樺澤 敏弘	再任	社外取締役候補者 独立役員候補者 社外取締役
8	上田 耕平	再任	社外取締役候補者 独立役員候補者 社外取締役
9	大谷 和子	再任	社外取締役候補者 独立役員候補者 株式会社日本総合研究所執行役員法務部長 ニチハ株式会社社外取締役
10	五十嵐 久枝	再任	社外取締役候補者 独立役員候補者 社外取締役 有限会社イガラシデザインスタジオ代表取締役 武蔵野美術大学空間演出デザイン科教授

(注) 候補者番号10. 五十嵐久枝氏の戸籍上の氏名は、川村久枝であります。

候補者
番号 1くろ せ あきら
黒 瀬 晃 (1947年4月21日生)

再任



- 所有する当社株式の数
209,963株
- 取締役在任期間
21年（本総会最終時）
- 取締役会への出席状況
12回／12回（100%）

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1971年 4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行
 - 1997年10月 同行日比谷支店長
 - 2000年 5月 同行執行役員東京第四法人営業本部長兼東京第五法人営業本部長
 - 2001年 4月 株式会社ジオトップ入社
 - 2001年 6月 同社取締役専務
 - 2002年 5月 同社代表取締役専務
 - 2003年 6月 同社代表取締役副社長
 - 2005年 4月 当社代表取締役副社長
 - 2006年 4月 ジャパンパイル製造株式会社代表取締役会長
 - 2007年 4月 当社代表取締役社長
 - 2011年12月 Phan Vu Investment Corporation取締役（現任）
 - 2015年 3月 ジャパンパイル分割準備株式会社（現ジャパンパイル株式会社）代表取締役社長
 - 2019年 6月 ジャパンパイル株式会社代表取締役会長兼社長
 - 2019年 6月 当社代表取締役会長兼社長
 - 2019年 7月 当社代表取締役会長兼社長最高執行役員
 - 2022年 6月 当社代表取締役会長（現任）
 - 2024年 6月 ジャパンパイル株式会社代表取締役会長（現任）
- （重要な兼職の状況）
ジャパンパイル株式会社代表取締役会長

●選任の理由

黒瀬晃氏は、2007年以来2022年6月まで当社の代表取締役社長を務め、当社グループの経営者として豊富な経験・実績・知見を有しております。当社のグループ経営の推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

2

くろ せ しゅう すけ
黒 瀬 修 介

(1956年12月19日生)

再任



- 所有する当社株式の数
32,468株
- 取締役在任期間
6年(本総会終結時)
- 取締役会への出席状況
12回/12回(100%)

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1979年 4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行
 - 1998年10月 同行三鷹支店長
 - 2001年 4月 同行城東法人営業部長
 - 2004年 4月 同行天王寺駅前法人営業第一部長
 - 2007年 4月 同行執行役員日比谷法人営業第二部長
 - 2008年 4月 同行執行役員情報システム企画部副担当役員
 - 2010年 4月 同行常務執行役員法人部門副責任役員(東日本担当)
 - 2011年 6月 株式会社日本総合研究所取締役兼専務執行役員
 - 2015年 6月 同社取締役兼副社長執行役員
 - 2016年 6月 同社代表取締役兼副社長執行役員
 - 2020年 6月 当社取締役副社長
 - 2021年 6月 当社取締役副社長執行役員管理担当
 - 2022年 6月 ジャパンパイル株式会社代表取締役副社長
 - 2022年 6月 当社代表取締役社長最高執行役員管理担当兼内部統制担当(現任)
 - 2024年 6月 ジャパンパイル株式会社代表取締役社長兼業務管理担当
 - 2026年 4月 同社代表取締役社長(現任)
- (重要な兼職の状況)
ジャパンパイル株式会社代表取締役社長

●選任の理由

黒瀬修介氏は、経営全般での豊富な経験、管理部門、システム開発の知見を有しております。それらの経験を当社グループの経営全般、情報化の推進に生かすことができ、当社取締役に適任であると判断し、取締役候補者としております。なお、取締役候補者の黒瀬晃氏との親族関係はありません。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者
番号

3

おく やま かず のり
奥 山 和 則

(1956年9月13日生)

再任



- 所有する当社株式の数
5,309株
- 取締役在任期間
5年（本総会終結時）
- 取締役会への出席状況
12回／12回（100%）

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1980年 4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行
- 1999年 4月 同行日比谷支店長
- 2002年 6月 同行日本橋法人営業第三部長
- 2006年 4月 同行本店営業第一部長
- 2008年 4月 同行執行役員新宿法人営業本部長兼埼玉池袋法人営業本部長
- 2009年 4月 同行執行役員兼三井住友銀行（中国）有限公司社長
- 2012年 4月 同行常務執行役員
- 2014年 6月 三井住友カード株式会社専務執行役員東日本営業副本部長
- 2016年 6月 同社代表取締役専務執行役員
- 2019年 7月 当社顧問
- 2020年 4月 当社執行役員事業推進部ベトナム室顧問
- 2021年 6月 当社取締役執行役員国際事業推進担当兼国際支援担当
- 2021年12月 Phan Vu Investment Corporation取締役（現任）
- 2025年 6月 当社取締役執行役員国際事業推進担当（現任）

●選任の理由

奥山和則氏は、金融機関の経営に関与し、特に海外部門における経験、知見を豊富に有しております。当社取締役役に適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

4

む とう ひろ ゆき
武 藤 博 之

(1964年12月6日生)

再任



- 所有する当社株式の数
21,561株
- 取締役在任期間
2年（本総会終結時）
- 取締役会への出席状況
12回／12回（100%）

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1987年 4月 株式会社渡辺組入社
- 1991年 4月 大同コンクリート工業株式会社入社
- 2007年 4月 ジャパンパイル株式会社（現アジアパイルホールディングス株式会社） 関東支社東京支店長
- 2016年 4月 ジャパンパイル株式会社執行役員東京支店長
- 2018年 4月 同社執行役員営業副担当兼東京支店長
- 2018年 6月 同社取締役営業副担当兼東京支店長
- 2019年 6月 同社常務取締役営業副担当
- 2022年 6月 同社専務取締役営業副担当兼設計品質担当
- 2024年 6月 同社取締役副社長兼営業担当（現任）
- 2024年 6月 当社取締役執行役員国内事業推進担当（現任）

●選任の理由

武藤博之氏は、当社グループの事業会社の営業部門を幅広く経験し、豊富な経験・実績・知見を有しております。当社の取締役に適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号 5

フ ァ ン カ ッ ク ロ ン
Phan Khac Long (1961年11月4日生)

再任



● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 9月 622 Mechanical transport company入社
1991年 1月 Dai Viet Phat private enterpriseディレクター
1996年 6月 Phan Vu Investment Corporationチェアマン兼ジェネラルディレクター
2014年 6月 当社取締役（現任）
2018年 1月 Phan Vu Investment Corporationチェアマン
2021年 3月 Phan Vu Investment Corporationチェアマン兼ジェネラルディレクター
2023年 1月 Phan Vu Investment Corporationチェアマン（現任）
（重要な兼職の状況）
Phan Vu Investment Corporationチェアマン

● 選任の理由

Phan Khac Long氏は、ベトナム事業会社のPhan Vu Investment Corporationグループの代表者を創業以来務め、東南アジアにおける事業に豊富な経験・実績・知見を有しております。当社の取締役に適任であると判断し、取締役候補者としております。

- 所有する当社株式の数
一株
- 取締役在任期間
12年（本総会最終時）
- 取締役会への出席状況
12回／12回（100%）

候補者
番号 6

わ た な べ あきら
渡 邊 顯 (1947年2月16日生)

再任



● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1973年 4月 第一東京弁護士会弁護士登録
1991年 5月 法務省・法制審議会幹事
1998年 1月 日弁連・外部監査人運営委員会委員長
2003年 6月 株式会社ジオトップ監査役
2003年 6月 大同コンクリート工業株式会社取締役会長
2004年 6月 同社監査役
2005年 4月 当社監査役
2006年 6月 当社取締役（現任）
2014年10月 株式会社KADOKAWA・DWANGO（現株式会社KADOKAWA）社外監査役
2019年 6月 前田道路株式会社社外取締役（現任）
2020年 7月 株式会社レオパレス21社外取締役（現任）
2022年 6月 株式会社KADOKAWA社外取締役
（重要な兼職の状況）
前田道路株式会社社外取締役
株式会社レオパレス21社外取締役

● 選任の理由

渡邊顯氏は、弁護士としての経験・実績・知見が豊富で、特に企業法務の専門家としての経験を活かして当社グループの経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただくことで、経営体制をさらに強化できると判断し、取締役候補者としております。

- 所有する当社株式の数
25,152株
- 取締役在任期間
20年（本総会最終時）
- 取締役会への出席状況
11回／12回（92%）

候補者
番号

7

かば さわ とし ひろ
樺澤敏弘

(1954年1月7日生)

再任

社外

独立



●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1977年 4月 川崎製鉄株式会社（現JFEスチール株式会社）入社
- 1992年 7月 同社人事部人材開発室長
- 1994年 7月 同社人事部組織制度室長
- 2003年 4月 JFEスチール株式会社経営企画部海外事業総括室長
- 2007年 4月 JFEホールディングス株式会社理事企画部長
- 2008年 4月 JFE商事株式会社執行役員経営企画部長
- 2011年 4月 同社取締役常務執行役員
- 2011年 6月 JFE商事ホールディングス株式会社取締役
- 2014年 4月 JFE商事株式会社代表取締役専務執行役員
- 2016年 4月 同社代表取締役副社長執行役員
- 2022年 6月 当社社外取締役（現任）

●選任の理由及び期待される役割の概要

樺澤敏弘氏は、鉄鋼業界の事業会社の経営、並びに海外事業企画に関し豊富な経験・実績を有しております。同氏が当社グループの経営全般に対する監督、チェック機能をはたしていただくことで、経営体制がさらに強化されることを期待し、社外取締役候補者としております。

- 所有する当社株式の数
11,497株
- 社外取締役在任期間
4年（本総会終結時）
- 取締役会への出席状況
12回／12回（100%）

候補者
番号

8

う え だ こう へい
上田耕平

(1952年8月27日生)

再任

社外

独立



●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1977年 4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
- 1996年 1月 同行梅田北口支店長
- 2001年 4月 同行堺法人営業部長
- 2003年 6月 三井住友カード株式会社大阪提携事業部長
- 2007年 1月 同社広告宣伝部執行役員部長
- 2007年 7月 株式会社ビックカメラ経営企画部部長
- 2007年 9月 同社広報・IR部長
- 2017年 5月 ジャパンエレベーターサービスホールディングス株式会社顧問
- 2018年 6月 同社常勤監査役
- 2020年 6月 同社取締役社長COO
- 2022年 4月 同社取締役相談役
- 2022年 6月 同社相談役
- 2022年 6月 当社社外取締役（現任）

●選任の理由及び期待される役割の概要

上田耕平氏は、金融業界や機械メンテナンスサービス業界の事業会社の経営や営業に関し豊富な経験・実績を有しております。同氏が当社グループの経営全般に対する監督、チェック機能をはたしていただくことで、経営体制がさらに強化されることを期待し、社外取締役候補者としております。

- 所有する当社株式の数
2,871株
- 社外取締役在任期間
4年（本総会終結時）
- 取締役会への出席状況
12回／12回（100%）

候補者
番号

9

お お た に か ず こ
大谷 和子

(1964年1月9日生)

再任

社外
独立



● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4月 日本情報サービス株式会社（現株式会社日本総合研究所）入社
1996年 4月 同社法務部長
2016年 5月 同社執行役員法務部長（現任）
2023年 6月 二チハ株式会社社外取締役（現任）
2024年 6月 当社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）
株式会社日本総合研究所執行役員法務部長
二チハ株式会社社外取締役

● 選任の理由及び期待される役割の概要

大谷和子氏は、事業法人の法務部長としての経験、コンプライアンスおよびIT・デジタルに関する知見・知識を豊富に有しております。同氏が当社グループの経営全般に対する監督、チェック機能をはたしていただくことで、経営体制がさらに強化されることを期待し、社外取締役候補者としております。

- 所有する当社株式の数
一株
- 社外取締役在任期間
2年（本総会最終時）
- 取締役会への出席状況
11回／12回（92%）

候補者
番号

10

い が ら し ひ さ え
五十嵐 久枝

(1964年10月23日生)

再任

社外
独立



● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4月 クラマタデザイン事務所入社
1993年 4月 イガラシデザインスタジオ設立
2001年 8月 有限会社イガラシデザインスタジオ設立 代表取締役（現任）
2002年 5月 日本デザイン振興会グッドデザイン賞審査委員（現任）
2007年 7月 女子美術大学非常勤講師
2010年 4月 武蔵野美術大学空間演出デザイン科教授（現任）
2018年 6月 キッズデザイン協議会キッズデザイン賞審査委員（現任）
2025年 6月 当社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）
有限会社イガラシデザインスタジオ代表取締役
武蔵野美術大学空間演出デザイン科教授

● 選任の理由及び期待される役割の概要

五十嵐久枝氏は、インテリアデザイナーとしてデザインスタジオを営み、武蔵野美術大学教授としても活躍されています。同氏のアートとデザインに根差した豊かな発想力と、表現力が経営体制をさらに強化し、組織全体の活性化につながることを期待し、社外取締役候補者としております。

- 所有する当社株式の数
一株
- 社外取締役在任期間
1年（本総会最終時）
- 取締役会への出席状況
9回／9回（100%）

- (注) 1. 所有する当社株式の数には、役員持株会における本人の持分を含んでおります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 各取締役候補者のうち、樺澤敏弘氏、上田耕平氏、大谷和子氏および五十嵐久枝氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は樺澤敏弘氏、上田耕平氏、大谷和子氏および五十嵐久枝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 責任限定契約について
社外取締役である樺澤敏弘氏、上田耕平氏、大谷和子氏および五十嵐久枝氏は当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、各氏の再任をご承認いただいた場合には、同契約を継続する予定であります。
また、非業務執行取締役である渡邊顯氏は当社との間で、同契約を締結しております。渡邊顯氏の再任をご承認いただいた場合には、同契約を継続する予定であります。
同契約に基づく賠償責任限度額は500万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
5. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、取締役、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおりご承認いただき、各取締役候補者が取締役になられた場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとしております。
また、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。なお、当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

(ご参考) 取締役候補者のスキルマトリックス

氏名	経営全般	財務会計	法務	人事労務	営業 マーケティング	技術 研究開発	ICT/DX	国際経験
黒瀬 晃	○	○		○	○	○	○	○
黒瀬 修介	○	○		○	○		○	
奥山 和則	○	○			○			○
武藤 博之	○			○	○	○		
Phan Khac Long	○			○	○	○		○
渡邊 顯	○		○		○			
樺澤 敏弘	○	○	○	○	○			○
上田 耕平	○	○			○			
大谷 和子	○		○	○			○	
五十嵐 久枝	○			○	○	○		

第2号議案

監査役1名選任の件

監査役谷上和範氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

たに がみ かず のり
谷 上 和 範 (1955年10月3日生)

再任

社外

独立



● 略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1982年10月 昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所
- 1986年 3月 公認会計士登録
- 1998年 4月 同所パートナー
- 2004年 4月 同所シニアパートナー
- 2018年 6月 谷上和範公認会計士事務所開設（現任）
- 2022年 6月 当社社外監査役（現任）

● 選任の理由

谷上和範氏は、長年にわたり監査法人での監査業務に携わり、財務会計の専門家として豊富な経験を有しております。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、その職歴に基づく高い知見を活かした実効性の高い監査を期待し、社外監査役候補者としております。

■所有する当社株式の数
 一株

■社外監査役在任期間
 4年（本総会終結時）

■取締役会への出席状況
 12回／12回（100%）

■監査役会への出席状況
 12回／12回（100%）

(注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 谷上和範氏は、社外監査役候補者であります。当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

3. 責任限定契約について

社外監査役である谷上和範氏は当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、同氏の再任をご承認いただいた場合には、同契約を継続する予定であります。

同契約に基づく賠償責任限度額は500万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

4. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、取締役、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおりご承認いただき、谷上和範氏が監査役に就任した場合には、谷上和範氏は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとしております。

また、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。なお、当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

以上

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、緩やかな回復傾向が続く中で個人消費や設備投資に持ち直しの動きが見られました。一方、物価高や人手不足等による経済活動への影響やイラン情勢緊迫化等の複合的リスク要因により、全体としては緩やかな回復基調の中に一層の不確実性を内包する展開となりました。

当社グループが事業展開しているベトナムでは、高い経済成長率を維持しており、国際的な生産拠点の一つとして一層の重要性を高めております。

当連結会計年度における各セグメントの概況は以下のとおりです。

イ. 国内事業

省力化・省人化投資やサプライチェーン再構築への投資等、先行きの建設需要は底堅いものの、建設費の高騰や労働力不足、働き方改革、工期長期化等の課題が重なり、ゼネコンサイドにおいて着工時期の設定等に慎重になる傾向が続いています。そのため、国内コンクリートパイル業界の全体出荷量は、前年同期比で0.2%の微減となりました。

こうした中、当社グループにおいては、工事の大型化が進む中で、一部の大型案件の着工遅延等の影響で、国内コンクリートパイル出荷量は前年同期比2.6%の減少となりました。一方で、当社グループはすべての基礎杭（コンクリートパイル、鋼管杭、場所打ち杭）を扱う優位性を生かした最適な基礎構築提案によるワンストップ営業を推進し、また、生産及び施工工程の平準化・効率化によるコスト削減に努めて参りました。こうした取り組みが、収益性の高い大径・大規模工事案件の受注確保及び着実な工事進捗に寄与し、着工遅延等による影響を最小限にとどめ、増収増益を実現しました。

結果、国内事業の売上高は949億65百万円（前期比14.4%増）、営業利益は94億60百万円（同96.3%増）となりました。

ロ. 海外事業

ベトナムでは、政府による大規模なインフラ整備方針を背景に、現地の建設需要は旺盛に推移しております。これに伴い、大型案件の受注獲得が進むとともに、生産拠点の稼働率も向上した結果、事業収支は大きく改善しています。

結果、海外事業の売上高は210億54百万円（前期比17.8%増）、営業利益は14億16百万円（前

事業報告

年同期は営業損失5億19百万円) となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,159億56百万円(前期比15.0%増)となりました。利益面では、営業利益108億83百万円(同151.1%増)、経常利益108億65百万円(同180.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は75億92百万円(同223.5%増)となりました。

▶▶ 連結業績ハイライト

売上高

1,159億 56百万円
(前期比15.0%増)



営業利益

108億 83百万円
(前期比151.1%増)



経常利益

108億 65百万円
(前期比180.6%増)



親会社株主に帰属する 当期純利益

75億 92百万円
(前期比223.5%増)



② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は59億85百万円となり、主な内訳は杭打機付属設備、コンクリートパイル製造用設備および型枠などであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は金融機関からの経常的な調達のみであり、特記すべき事項はありません。

④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社の子会社であるジャパンパイル株式会社は、2025年10月付で、株式会社高山基礎工業の株式を既存株主より取得いたしました。これにより、同社は当社の連結子会社となりました。

当社の子会社であるPhan Vu Investment Corporationは、2026年3月付で、Thu Duc - Long An Centrifugal Concrete Joint Stock Companyの株式を既存株主より取得いたしました。これにより、同社は当社の持分法適用関連会社となりました。

当社は、2025年6月に当社の連結子会社であったVJP Co., Ltd.の全株式を譲渡いたしました。これにより、同社は当社の連結子会社から除外されました。

事業報告

(2) 財産および損益の状況

区 分	第 18 期 (2023年3月期)	第 19 期 (2024年3月期)	第 20 期 (2025年3月期)	第 21 期 (2026年3月期)
売 上 高 (百万円)	110,245	103,151	100,803	115,956
経 常 利 益 (百万円)	5,844	6,247	3,872	10,865
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	4,130	3,821	2,346	7,592
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	108円43銭	100円34銭	61円61銭	199円33銭
総 資 産 (百万円)	99,229	95,230	97,395	105,710

(3) 重要な子会社および関連会社の状況

名 称	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ジ ャ パ ン パ イ ル 株 式 会 社	百万円 1,000	% 100.0	コンクリートパイルの製造・販売・施工 および鋼管杭・場所打ち杭の施工
Phan Vu Investment Corporation	百万ベトナムドン 792,739	69.2	コンクリートパイルの販売・施工

※当社は、2025年6月に連結子会社であったVJP Co., Ltd.の全保有株式を売却いたしました。

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	ジャパンパイル株式会社
特定完全子会社の住所	東京都中央区日本橋箱崎町36番2号
当社および当社の完全子会社における特定完全子会社の株式 の帳簿価額	20,656百万円
当社の総資産額	29,643百万円

(4) 対処すべき課題

当社グループは、中期経営計画(2024年度～2028年度)「新5か年計画」において、当社グループの目指す姿と基本方針として、「基礎建設業界を代表し、高い専門性を有するリーディングカンパニー」を掲げ、事業戦略とサステナビリティ戦略を策定し以下のとおり中長期的に取り組んでまいります。

① 事業戦略

大径・大規模工事へのシフトなど、ビジネス変革を実現するための最適かつ最短ルートの効率化を進め、マンパワー余力を創出することで、既存事業の競争力を強化し全杭種でのトップシェア実現や新分野マーケット開拓に向けた体制を整備してまいります。また、事業領域拡大に向け、国内での技術革新を進めると同時に、海外市場開拓にむけグループ全体の技術力向上に努めてまいります。

② サステナビリティ戦略

「気候変動への取組」、「働きやすい職場の実現」、「ガバナンス体制の一層の充実」などのESGの取組を推進し、持続的に成長できる経営基盤の構築を進めてまいります。

「気候変動への取組」については、経営上の重要課題の一つとして認識し、各種環境対策を実行するとともに、TCFD提言に基づく情報開示に向けて更なる取組を進めてまいります。

「働きやすい職場の実現」については、長期的視野に立ったグループの人材育成、人材増強に取り組んでまいります。また、性別・国籍・年齢等にかかわらず誰にとっても働きやすい職場（健康で安心できる働きやすい会社）であるよう多様性の確保に努めてまいります。

「ガバナンス体制の一層の充実」については、指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化し、コーポレートガバナンス体制の一層の充実を図っております。

(5) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループは、コンクリートパイルの製造・販売・施工および鋼管杭・場所打ち杭の施工を主たる事業としております。

(6) 主要な営業所および工場（2026年3月31日現在）

①当 社

本 社 東京都中央区

②子会社

ジャパンパイル株式会社

本 社 東京都中央区

支 店 東京支店（東京都中央区）、中部支店（名古屋市東区）
関西支店（大阪市中央区）、福岡支店（福岡市博多区）他

工 場 茨城工場（茨城県古河市）、山梨工場（山梨県南巨摩郡）
滋賀工場（滋賀県愛知郡）、福岡工場（福岡県飯塚市）他

Phan Vu Investment Corporation

本 社 ベトナム・ホーチミン市

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,681 (333) 名	158名増 (41名増)

(注) 使用人数は出向者を含む就業員数であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
11名	1名減	50.9歳	18.0年

(注) 1. 使用人数は出向者を含む就業員数であります。
2. 平均勤続年数はグループ会社間での勤続年数を通算しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	6,186百万円
株式会社みずほ銀行	3,394
Bank for Investment and Development of Vietnam	1,970
Vietnam Joint Stock Commercial Bank for Industry and Trade	1,266
株式会社三十三銀行	1,048

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
- ② 発行済株式の総数 38,089,792株（自己株式987株を含む。）
- ③ 株主数 16,071名（前年度比1,796名増）
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,773,800株	12.5%
太平洋セメント株式会社	2,507,000	6.6
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,824,800	4.8
アジアパイルホールディングスグループ取引先持株会	1,375,100	3.6
株式会社三井住友銀行	1,269,000	3.3
株式会社みずほ銀行	1,205,300	3.2
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	933,720	2.5
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	814,700	2.1
丸大産業株式会社	753,800	2.0
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	634,500	1.7

(注) 持株比率は自己株式（987株）を除外して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	黒 瀬 晃	ジャパンパイル株式会社代表取締役会長
代表取締役社長	黒 瀬 修 介	管理担当兼内部統制担当 ジャパンパイル株式会社代表取締役社長
取 締 役	大 越 正 彦	国内事業推進副担当
取 締 役	奥 山 和 則	国際事業推進担当
取 締 役	武 藤 博 之	国内事業推進担当
取 締 役	Phan Khac Long	Phan Vu Investment Corporationチェアマン
取 締 役	渡 邊 顯	前田道路株式会社社外取締役 株式会社レオパレス21社外取締役
取 締 役	榊 澤 敏 弘	
取 締 役	上 田 耕 平	
取 締 役	大 谷 和 子	株式会社日本総合研究所執行役員法務部長 ニチハ株式会社社外取締役
取 締 役	五 十 嵐 久 枝	有限会社イガラシデザインスタジオ代表取締役 武蔵野美術大学空間演出デザイン科教授
常 勤 監 査 役	道 券 宏 之	
監 査 役	太 田 邦 正	
監 査 役	谷 上 和 範	

- (注) 1. 取締役榊澤敏弘氏、上田耕平氏、大谷和子氏および五十嵐久枝氏は、社外取締役であります。
2. 監査役太田邦正氏および谷上和範氏は、社外監査役であります。
3. 監査役太田邦正氏および谷上和範氏は、下記のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- ・ 監査役太田邦正氏は、長年にわたる金融機関および経営者としての経歴により、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・ 監査役谷上和範氏は、長年にわたる監査法人での監査業務に携わり、財務会計の専門家として豊富な経験を有しております。
4. 2025年6月26日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって、社外取締役上前修氏は任期満了により退任いたしました。
5. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容

当社と各非業務執行取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度

額のいずれか高い金額になります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容

当社は当社および当社子会社の取締役および監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなりますが、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。

④ 取締役および監査役の報酬等

イ. 報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役	12名	157百万円
監査役	3	16
合 計 (うち社外役員)	15 (7)	174 (46)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第1回定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名です。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第1回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
3. 上記人数および報酬等の額には、2025年6月26日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名の人数および報酬等の額を含んでおります。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決定しております。当該決定に際しては、独立役員である社外取締役3名も審議に参加しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、職務・経歴および業績に応じた報酬とし、月額報酬と賞与から構成する。業務執行取締役に対しては、業績に応じた賞与を支払う。

2. 報酬（金銭報酬）の個人別の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

取締役の報酬については、株主総会で承認を得た報酬総額の範囲内にて、月額報酬と賞与から構成する。

月額報酬は月例の固定報酬とし、賞与は毎年一定の時期に支給する。月額報酬および賞与は資格、在任年数に基づき、業績を考慮して定める。業務執行取締役に対する賞与については、業績に応じた賞与を支払う。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議により一任された代表取締役会長黒瀬晃氏が、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当業務の業績を踏まえた額を、取締役会の諮問に応じて、指名・報酬諮問委員会が審議し、取締役会に対して行う答申を踏まえて、当社の業績動向、世間相場、当社への貢献度等を勘案して決定することとしております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役会長が適任と判断したためであります。

事業報告

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役大谷和子氏は、株式会社日本総合研究所の執行役員法務部長およびニチハ株式会社の社外取締役です。いずれの会社とも当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役五十嵐久枝氏は、有限会社イガラシデザインスタジオの代表取締役および武蔵野美術大学空間演出デザイン科教授です。いずれの会社とも当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主 な 活 動 状 況
取締役	榊澤敏弘	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、議案の審議等に適宜、発言を行っており、また、鉄鋼業界の事業会社の経営および海外事業企画に関与してきた経歴を活かし、当社グループの経営全般に対する監督、チェック機能を果たしております。 なお、榊澤敏弘氏は、指名・報酬諮問委員会の委員であります。
取締役	上田耕平	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、議案の審議等に適宜、発言を行っており、また、金融業界や機械メンテナンスサービス業界の事業会社の経営や営業に関与してきた経歴を活かし、当社グループの経営全般に対する監督、チェック機能を果たしております。 なお、上田耕平氏は、指名・報酬諮問委員会の委員であります。
取締役	大谷和子	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し、議案の審議等に適宜、発言を行っており、また、事業法人の法務部長としての経験、コンプライアンスおよびIT・デジタルに関する豊富な知見・知識を活かし、当社グループの経営全般に対する監督、チェック機能を果たしております。 なお、大谷和子氏は、指名・報酬諮問委員会の委員であります。
取締役	五十嵐久枝	2025年6月26日就任後開催の取締役会9回のうち9回出席し、議案の審議等に適宜、発言を行っており、また、デザインスタジオの経営、大学教授としての活躍を活かし、豊かな発想力と表現力で経営体制をさらに強化し、組織全体の活性化機能を果たしております。
監査役	太田邦正	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、また監査役会12回全てに出席し、議案の審議等に適宜、発言を行っております。
監査役	谷上和範	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、また監査役会12回全てに出席し、議案の審議等に適宜、発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	65百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	67百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定められた額と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

⑥ 当社の会計監査人以外の監査法人による子会社の監査状況

Phan Vu Investment Corporationは、他の監査法人の監査を受けております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- イ. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社は、経営の基本方針に則った「企業行動基準」を制定し、その精神をグループ全役職員に対し伝えることにより、法令遵守と社会倫理の遵守が企業活動の原点であることを周知徹底させる。
 - 2) 当社は、法令遵守の責任者として担当の役員を任命し、その指導の下で当社及び子会社の管理部門等を中心に役職員の教育を行う。
 - 3) 当社の内部監査部は、当社及び子会社の管理部門等と連携して、法令遵守及び社会倫理の遵守の状況を監査する。これらの活動は定期的に当社の取締役及び監査役会に報告されるものとする。
 - 4) 法令上疑義のある行為等について当社及び子会社の役職員が直接情報提供を行う手段として、主要会社ごとにホットラインの設置・運営を行う。
 - 5) 当社の内部監査部に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないとともに、匿名性を確保する体制とする。

- ロ. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る情報は、当社の文書取扱規定等の社内規定に従い、適切に文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という）に記録し、保存され、廃棄される。当社の取締役及び監査役は、必要に応じて常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

- ハ. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - 1) 法令遵守、災害、安全、品質、情報等に係るリスク対応については、当社及び子会社の担当部門において、規定の制定や教育研修の実施等を行うものとする。
 - 2) グループ全体に関わる組織横断的なリスクの監視及び対応については、執行役員連絡会・内部監査部の監査等を通じて網羅的総括的に行うものとする。
 - 3) 新たに生じたリスクについては、当社の取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

- 二. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社及び子会社の取締役及び職員が共有する目標を定め、この浸透を図るとともにこの目標に基づく当社及びグループの中期経営計画、年度計画を策定する。
 - 2) 当社及び子会社は取締役会を定期的に開催し、職務の執行状況の報告・確認を行う。
 - 3) 当社は取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、取締役に社外取締役を起用する。
- ホ. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社は関係会社管理規定、海外子会社管理規定、職務権限規定、職務分掌規定、稟議取扱規定を定め、グループの決裁権限の明確化を行い、業務の適正を確保する体制とする。
 - 2) 当社の取締役等は、当社の内部監査部が実施する内部監査において、当社及び子会社の各部門が全面的に協力するよう指示を行う。内部監査の結果、是正等の指摘がある場合には、速やかに当該部門への改善指示を行い、改善の結果を当社の担当の役員に報告する。
- ヘ. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 1) 当社の監査役は、内部監査部及び管理部門所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
 - 2) 当社の監査役より監査業務に必要な事項に関し命令を受けた職員は、その命令に関して取締役及び内部監査部長等の指示命令は受けないものとする。また、当該職員の独立性を確保するため、当該職員の人事権に係る事項の決定には監査役会の事前の同意を得るものとする。
- ト. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社及び子会社の取締役は、次に定める事項を認知した場合には、速やかに当社監査役会に報告を行う。
 - i. 取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項
 - ii. その他重要な会議の決定事項
 - iii. 会社の信用や業績に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為
 - iv. 内部監査の状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - v. 重大な法令・定款違反
 - vi. その他上記に準じる事項

- 2) 当社及び子会社の役職員は、会社の信用や業績に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為、重大な法令・定款違反等の事実を認知した場合には、速やかに当社監査役に報告する。また、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないとともに、匿名性を確保する体制とする。
 - 3) 当社の監査役と代表取締役との間において、定期的な意見交換会を設定する。
 - 4) 当社の監査役は、当社及び子会社の業務の執行状況を把握するために、当社の重要な会議に出席するとともに、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び職員に説明を求めることとする。
 - 5) 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制とする。
- ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。
- イ. 取締役の職務執行が効率的に行われることに関する取組みの状況
- 当事業年度においては、取締役会を12回開催し、いずれも社外取締役及び監査役が出席し社外取締役からの助言を得て、さまざまな会社の基本方針の決定や会社法及び定款等で定められた重要事項について審議、決定を行っております。また、市場のニーズ等への迅速な対応を図るため執行役員制度を導入しております。
- ロ. コンプライアンスに関する取組みの状況
- 当社は、経営の基本方針に沿った「企業行動基準」に基づき、当社及び子会社の取締役及び使用人に対し法令の遵守と社会倫理の遵守が企業活動の原点であることを周知徹底する取り組みを進めております。

ハ. 企業集団における業務の適正確保に関する取組みの状況

当社は、関係会社管理規定及び海外子会社管理規定に基づき、取締役会において報告及び決議を行い、グループ全体の業務の適正を確保するよう努めております。

二. 内部監査部の取組みの状況

当社の内部監査部は、年間の監査計画を立案の上、当社及び子会社の管理部門と連携し子会社及び部門の監査を実施し、法令の遵守状況を監査し、定期的に取り締役並びに監査役会への報告を行っております。

ホ. 監査役監査の実効性の確保に関する取組みの状況

監査役は、当社及び子会社の取締役会等の重要な社内会議に出席するほか、稟議書等の重要な決裁書類の閲覧を通じて取締役の業務執行に対する監査を行いました。代表取締役及び取締役とは、定期的な意見交換を行っております。また、内部監査部からは、活動状況や内部監査の結果等の報告を受け、必要に応じ助言及び要請を行っております。さらに、会計監査人からは、定期的に会計監査に関する報告、説明を受け意見交換を行うことにより、連携を強化し監査の実効性を高めております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、業績に応じて安定的に配当を実施していくことを基本方針としております。内部留保資金につきましては、将来にわたる株主の利益確保のため、当社グループの今後の事業展開に有効に活用してまいります。

当事業年度の期末配当金は、上記方針に基づき、普通配当を1株当たり31円の配当（配当金の総額1,180百万円）とし、支払開始日は2026年6月4日とすることを2026年5月29日付の取締役会決議により決定しております。

2025年12月に1株当たり24円（配当金の総額914百万円）の中間配当金をお支払いいたしましたので、年間配当金は1株当たり55円となります。

なお、当社は2006年6月29日開催の第1回定時株主総会において、会社法第459条第1項に基づく剰余金の配当等が取締役会決議により行えるよう定款変更を行っております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	68,483	流動負債	43,648
現金及び預金	25,633	支払手形及び買掛金	12,772
受取手形、売掛金及び契約資産	29,546	電子記録債権	2,264
電子記録債権	3,541	ファクタリング未払金	6,510
未成工事支出金	1,669	短期借入金	10,567
商品及び製品	7,419	1年内返済予定の長期借入金	1,901
原材料及び貯蔵品	1,997	リース債務	88
その他	2,105	未払法人税等	2,299
貸倒引当金	△3,430	契約負債	2,334
固定資産	37,227	賞与引当金	844
有形固定資産	27,514	完成工事補償引当金	63
建物及び構築物	8,999	工事損失引当金	74
機械装置及び運搬具	6,185	環境対策引当金	401
土地	6,468	その他の	3,525
リース資産	779	固定負債	6,265
建設仮勘定	884	長期借入金	3,312
その他	4,195	リース債務	216
無形固定資産	1,765	繰延税金負債	890
のれん	602	役員退職慰労引当金	272
その他	1,163	退職給付に係る負債	925
投資その他の資産	7,947	その他の	647
投資有価証券	6,134	負債合計	49,913
長期貸付金	0	(純資産の部)	
繰延税金資産	41	株主資本	48,968
その他	1,810	資本	6,621
貸倒引当金	△39	資本剰余金	8,697
資産合計	105,710	利益剰余金	33,650
		自己株式	△0
		その他の包括利益累計額	3,230
		その他有価証券評価差額金	2,102
		為替換算調整勘定	1,070
		退職給付に係る調整累計額	57
		非支配株主持分	3,598
		純資産合計	55,797
		負債純資産合計	105,710

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高		115,956
売上原価		93,337
売上総利益		22,619
販売費及び一般管理費		11,736
営業利益		10,883
営業外収益		
受取利息	237	
受取配当金	114	
持分法による投資利益	31	
スクラップ売却益	113	
為替差益	155	
その他	137	790
営業外費用		
支払利息	731	
その他	76	807
特別利益		10,865
特定利益		
固定資産売却益	27	
投資有価証券売却益	661	
ゴルフ会員権売却益	4	693
特定損失		
固定資産売却損	40	
固定資産除却損	61	
減損損失	47	
環境対策引当金繰入	401	
その他	18	568
税金等調整前当期純利益		10,991
法人税、住民税及び事業税		3,180
法人税等調整額		△45
当期純利益		7,856
非支配株主に帰属する当期純利益		264
親会社株主に帰属する当期純利益		7,592

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
2025年4月1日期首残高	6,621	8,697	27,826	△0	43,144
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,771		△1,771
親会社株主に帰属する当期純利益			7,592		7,592
自己株式の取得				△0	△0
連結範囲の変動			2		2
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	5,823	△0	5,823
2026年3月31日期末残高	6,621	8,697	33,650	△0	48,968

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2025年4月1日期首残高	1,477	1,064	42	2,585	3,583	49,314
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,771
親会社株主に帰属する当期純利益						7,592
自己株式の取得						△0
連結範囲の変動						2
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	625	5	14	644	14	659
連結会計年度中の変動額合計	625	5	14	644	14	6,483
2026年3月31日期末残高	2,102	1,070	57	3,230	3,598	55,797

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	4,098	流動負債	73
現金及び預金	3,973	未払金	39
その他	124	賞与引当金	10
固定資産	25,544	その他	23
有形固定資産	2	固定負債	592
建物	1	繰延税金負債	465
構築物	0	退職給付引当金	14
機械及び装置	0	長期未払金	112
工具器具及び備品	0	負債合計	666
無形固定資産	0	(純資産の部)	
ソフトウェア	0	株主資本	28,985
投資その他の資産	25,542	資本金	6,621
関係会社株式	24,537	資本剰余金	12,807
関係会社出資金	401	資本準備金	8,638
関係会社社債	597	その他資本剰余金	4,168
その他	6	利益剰余金	9,557
資産合計	29,643	その他利益剰余金	9,557
		繰越利益剰余金	9,557
		自己株式	△0
		評価・換算差額等	△8
		その他有価証券評価差額金	△8
		純資産合計	28,976
		負債純資産合計	29,643

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
営 業 収 益		
経 営 指 導 料	768	
受 取 配 当 金	1,774	2,542
営 業 費 用		
一 般 管 理 費		563
営 業 利 益		1,979
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6	
有 価 証 券 利 息	57	
為 替 差 益	186	
そ の 他	5	256
営 業 外 費 用		
貸 倒 損 失	6	
そ の 他	0	6
経 常 利 益		2,229
税 引 前 当 期 純 利 益		2,229
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3	
法 人 税 等 調 整 額	182	185
当 期 純 利 益		2,043

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本等変動計算書							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
2025年4月1日期首残高	6,621	8,638	4,168	12,807	9,285	9,285	△0	28,713
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△1,771	△1,771		△1,771
当期純利益					2,043	2,043		2,043
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	272	272	△0	272
2026年3月31日期末残高	6,621	8,638	4,168	12,807	9,557	9,557	△0	28,985

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2025年4月1日期首残高	△0	△0	28,713
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△1,771
当期純利益			2,043
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△8	△8	△8
事業年度中の変動額合計	△8	△8	263
2026年3月31日期末残高	△8	△8	28,976

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月27日

アジアパイルホールディングス株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 三 戸 康 嗣
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 林 謙 一 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アジアパイルホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジアパイルホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えと合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月27日

アジアパイルホールディングス株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三戸康嗣
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小林謙一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アジアパイルホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、子会社についても往査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月28日

アジアパイルホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 道 券 宏 之 ㊟

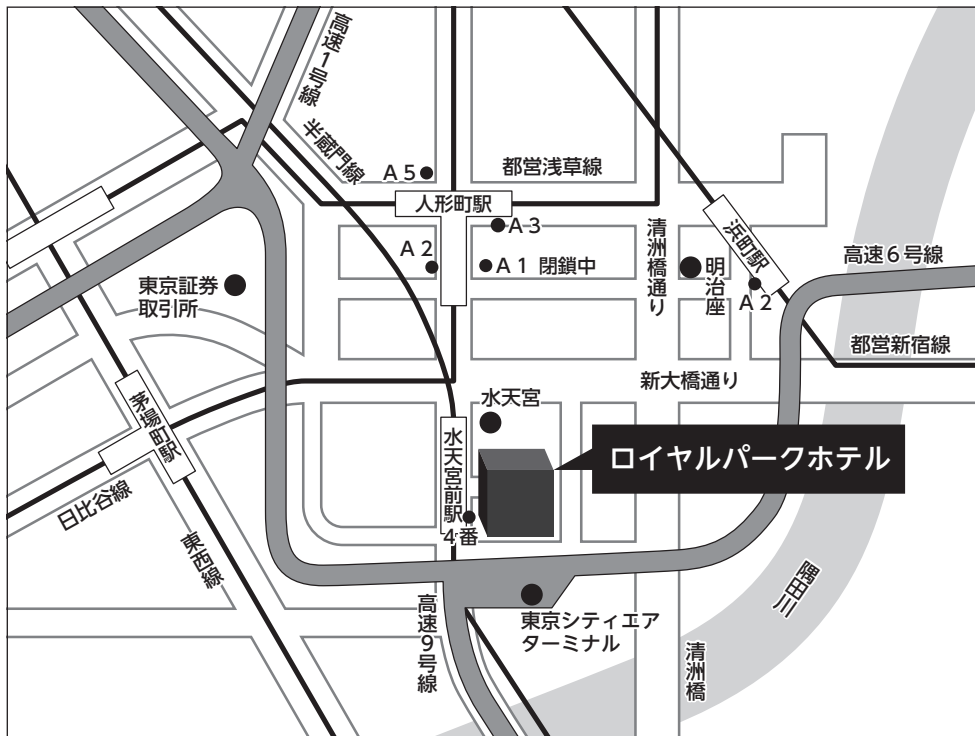
社外監査役 太 田 邦 正 ㊟

社外監査役 谷 上 和 範 ㊟

以上

株主総会会場のご案内

会場 **ロイヤルパークホテル 2階 「春海」**
東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目1番1号
電話 (03) 3667-1111
<https://www.rph.co.jp/>



- 東京メトロ半蔵門線水天宮前駅（4番出口）直結
- 東京メトロ日比谷線人形町駅（A2番出口）より徒歩5分
- 都営浅草線人形町駅（A3番出口）より徒歩8分

📍 アクセス

スマートフォンで読み取ると、
株主総会会場までのナビゲーションが
ご利用いただけます。



当日は軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。